

特定非営利活動法人才オペレーション・ブレッシング・ジャパン

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人才オペレーション・ブレッシング・ジャパンという。英文ではOPERATION BLESSING JAPANと表示し、略称をOBJとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本国内外において、災害、貧困、犯罪、戦争などによって苦難に直面する人々に対して、キリスト教精神に基づく隣人を愛することの理念の下、世界のオペレーション・ブレッシング・インターナショナル（Operation Blessing International Relief and Development Corporation）と同一の理念並びに精神に立って、苦難を和らげることに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- ① 保健・医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 観光の振興を図る活動
- ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動
- ⑧ 災害救援活動
- ⑨ 地域安全活動
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪ 国際協力の活動
- ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑭ 情報化社会の振興を図る活動
- ⑮ 科学技術の振興を図る活動

- ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱ 消費者の保護を図る活動
- ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は活動
- ⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 災害救援事業
- ② 飢餓救援に係る事業
- ③ 医療扶助、メガネ提供に係る事業
- ④ 飲料水の水質改善等に係る事業
- ⑤ 孤児の支援、保護に係る事業
- ⑥ マイクロエンタープライズに係る事業
- ⑦ 漁業、農業、経済産業の復興支援に係る事業
- ⑧ 家庭生活支援のためのカウンセリング、セミナー開催に係る事業
- ⑨ 前各号に関する情報提供に係る事業（出版、ドキュメンタリー映画製作、上映、放映）
- ⑩ その他前各号に関連する事業

(2) その他の事業

- ① 車両、機材、道具、資材、物資、船舶の輸出入及び販売
- ② 出版物、マルチメディア商品、映画の製作及び販売、配給
- ③ セミナー、教育講座の開催
- ④ 広告販売、代理店業務
- ⑤ 車両、機材、道具のリース業務
- ⑥ 保険代理店業務
- ⑦ カウンセリング、経営コンサルタント業務
- ⑧ 旅行代理店業務
- ⑨ メガネの製造、販売業務
- ⑩ 食堂、喫茶店等の飲食店の経営

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じたときは、これを同項第1号に掲げる事業のために使用するものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 贊助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人および団体

(入会)

- 第7条 正会員として入会しようとする者は、理事会の決議に基づいて会長理事が別に定める入会申込書を会長理事に提出することにより、理事会に申し込むものとし、理事会は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 2 理事会が、前第1項の者の入会を認めないときは、会長理事は速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
 - 3 賛助会員として入会しようとする者は、理事会の決議に基づいて会長理事が別に定める入会申込書により、社長理事に申し込むものとし、社長理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
 - 4 社長理事は、前第3項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において定める入会金及び年間費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 除名されたとき。
 - (4) 定められた納入期限より2か月以内に会費を納入しないとき。

(退会)

第10条 会員は、会長理事が別に定める退会届を会長理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 法令、又はこの法人の定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

- 第12条 この法人に次の役員を置く。
- (1) 理事 3人以上9人以内
 - (2) 監事 1人以上5人以内
- 2 理事のうち、1人を会長理事、1人を社長理事とする。また、この法人は、1人以上の副社長理事を置くことができる。

(選任等)

第13条 役員は、理事会において選任する。

- 2 会長理事、社長理事及び副社長理事は、理事会の決議により選任する。また、これら役職は、理由の有無を問わず、いつでも理事会の決議により取り上げることができる。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第14条 会長理事、社長理事及び副社長理事は、それぞれこの法人を代表する。会長理事はこの法人の業務を総理する。
- 2 社長理事は、会長理事を補佐し、会長理事に事故あるとき又は会長理事がその職務を遂行することが不能な状態にあるとき、会長理事があらかじめ定めた手順に従い、その職務を代行する。疑義を避けるために付言すると、会長理事が日本国内に滞在していないことをもって、本項にいう会長理事が職務を遂行することが不能な状態には該当しないものとする。
 - 3 副社長理事は、社長理事を補佐し、社長理事に事故があるとき又は社長理事がその職務を遂行することが不能な状態にあるは、社長理事があらかじめ定めた手順に従い、その職務を代行する。疑義を避けるために付言すると、社長理事が日本国内に滞在していないことをもって、本項にいう社長理事が職務を遂行することが不能な状態には該当しないものとする。
 - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- (3) 役員の職務を継続するのに不適任と認められるとき。

(報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長理事が別に定める。

(職員)

- 第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、会長理事又は社長理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

- 第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第22条 総会は、次の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併

(開催)

- 第23条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の過半数から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長理事が招集する。
- 2 会長理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の5日前までに通知しなければならない。本定款において「電磁的方法」とは、電子メールを含む、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から、出席する理事の過半数の決定により選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の4分の3以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、正社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。賛助会員は、いかなる事項についても、評決権を有さない。

- 2 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面や電磁的方法による表決者、表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において正会員の中から選任された議事録署名人2人が署名又は記名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 貸付金及び借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 役員の選任、解任及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項
- (9) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、会長理事が招集する。

- 2 会長理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長理事がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 3 理事会の議事は、出席した理事の表決の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長理事の決するところによる。
- 4 本条第1項の規定に関わらず、議事が緊急を要し、かつ出席した理事の過半数の同意があれば、その事項について議決を行うことができ、出席した理事の過半数が当該議事について賛成する旨の表決をした場合には、当該賛成過半数が理事総数の過半数であるときに限り、当該議事を可決する旨の決議が成立する。
- 5 理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につ

き理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。ただし、可否同数のときは、第35条3項の定めに従い会長理事の決するところによる。

- 2 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において理事の中から選任された議事録署名人2名が署名又は記名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び年会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事

業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、会長理事又は社長理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長理事が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長理事又は社長理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長理事は、理事会の議決を経て予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を設置又は使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長理事又は社長理事が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 この法人の権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を経なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経て選定される団体に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雜 則

(雑則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長理事又は社長理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会長理事	ホーラン・ウィリアム
社長理事	トムソン・ドナルド・リドリー
副社長理事	ダーグ・デービッド
監事	長岡由剛
監事	荻原敏靖
監事	増渕裕

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2014年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から2013年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び年会費は、第8条の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

(1) 正会員

入会金	100,000円
年会費	50,000円

(2) 賛助会員

入会金	なし
年会費	3,000円

この定款は、仙台市長の認証のあった日から施行する。

令和2年12月17日